柳井地域広域水道企業団公告第２号

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和８年２月１６日

柳井地域広域水道企業団

企業長　　井　原　健太郎

１　入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

（１）工事名

広瀬地区配水管布設替工事（第２工区）

（２）工事場所

山口県柳井市　柳井　地内

（３）工事の概要

| 工　事　内　容 |
| --- |
| 配水管布設替工事<br>ＨＰＰＥ　φ５０　Ｌ＝２５１．１ｍ<br>ＨＰＰＥ（AW）　φ４０　Ｌ＝３２．７ｍ、φ２５　Ｌ＝１０．１ｍ<br>仕切弁　φ５０　２基<br>泥吐弁　φ２５　３基<br>給水管布設替工事<br>２３戸 |

（４）工期

契約締結の日の翌日から約８月間

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（２）この公告の日において、令和７・８年度柳井市建設工事競争入札参加資格者のうち、水道施設工事の認定を受けていること。

（３）建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の主たる営業所を柳井市内に有していること。

（４）平成２７年４月１日からこの公告の日までの間に元請人又は共同企業体の構成員（出資比率が２０パーセント以上であるものに限る。）として、水道施設工事として発注された公共工事を施工し、引渡しをした実績を有していること。

（５）柳井市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

（６）主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。なお、法第２６条第３項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。

（７）監理技術者にあっては、水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、法第２６条第４項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講している監理技術者（以下「監理技術者」という。）であること。

（８）この公告の日から当該入札に係る落札者を決定する日までの間のいずれの日においても、柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

３　契約条項を示す場所

柳井市南町一丁目１０番２号　柳井市役所内

柳井地域広域水道企業団　総務課

４　入札を執行する場所及び日時

（１）場所

柳井市南町一丁目１０番２号　柳井市役所内

柳井市役所　別館２階　会議室

（２）日時

令和８年３月１９日　午前１０時００分

５　入札に係る手続

入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和８年２月２７日午後１時までに柳井地域広域水道企業団総務課に提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。なお、その確認結果を記載した書面を令和８年３月４日までにファクスで通知する。

ア　一般競争入札参加申請書（第１号様式）

イ　同種、類似工事の施工実績について記載した書類（第２号様式）

ウ　主任技術者又は監理技術者の資格及び工事経験について記載した書類（第３号様式）

エ　監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

６　入札保証金

免除する。

７　入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札参加資格のない者がした入札

（２）郵便又は電信による入札

（３）記名押印のない入札

（４）工事費内訳書の提出のない入札

（５）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

８　落札者の決定方法

柳井地域広域水道企業団の契約に関する規程（平成２７年管理規程第２号）第１７条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

９　その他

（１）入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）設計図書は、令和８年２月１７日から同年３月１８日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までの間、柳井地域広域水道企業団工務課において、縦覧に供するとともに、２の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

（４）契約保証金として、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は柳井地域広域水道企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

（５）詳細については、柳井地域広域水道企業団総務課（電話０８２０−２５−０２５５）に問い合わせること。